

【記載例】

令和2年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

捺印してください。

令和2年 5月5日 由利本荘市長 殿		整理番号	
住所	東京都〇〇区△△△町 1-1-1	フリガナ	
		氏名	本荘 太郎
		個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
電話番号	03-2222-4444	性別	男 女
		生年月日	男・大 助・平 60・7・8

第五十五号の五
(附則第

太枠内の項目をすべて
確認してください。

個人番号（マイナンバー）を記入
してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第5条第1項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第6項（第13項）に定める申告の特例（以下「申告の特例」という。）に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）は、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に定める。）について申告の特例の適用は受けられなくなる。この場合、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した道府県民税の申告書を提出してください。

寄附した年月日と金額を確認してください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和2年 4月5日	30,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口の中に「○」を記入してください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者と見込まれる者をいいます。

①と②どちらも該当する場合のみ申請が可能です。

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で「確定申告をする必要のない方」のみチェックしてください。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックしてください。
※寄附回数ではなく、寄附先の自治体数

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和2年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		受付日付印
氏名		

【重要】

申請には、添付書類が必要です！
詳しくは、裏面をご確認ください。

ワンストップ特例申請の添付書類はこちらの面に貼り付けてください。

① マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

⇒マイナンバー（個人番号カードの両面コピーを添付してください。）

① のりしろ

マイナンバー個人カード（表面）のコピー



① のりしろ

マイナンバー個人カード（裏面）のコピー

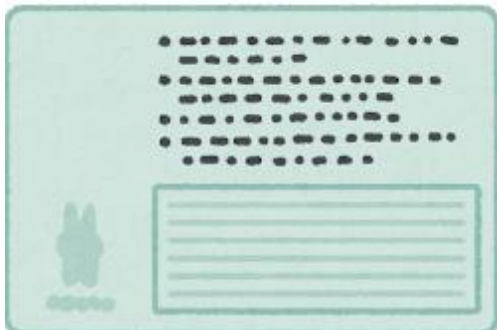


② マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

② のりしろ

マイナンバー通知カード（両面）の写し、または

個人番号が記載された住民票の写し（コピー不可）と、以下のいずれかのコピー



② のりしろ

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・公的医療機関の保険証＋年金手帳

等

※住所が変わっている場合

新しい住所が記載された状態でお送りください。

令和 2 年の寄附に対する申請書は、
令和 3 年 1 月 10 日まで（必着）ご返送
くださいますようお願いいたします。

< 申請書送付先 >

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎 17 番地
由利本荘市役所 まるごと営業部
まるごと売り込み課